

五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

(現行)

五地域区分	五地域区分		都市地域		農業地域		森林地域		自然公園地域		自然保全地域		
	細区分	細区分	市街化区域及び用途地域	市街化調整区域	その他	農用地区域	その他	保安林	その他	特別地域	普通地域	特別地区	普通地区
都市地域	市街化区域及び用途地域												
	市街化調整区域												
	その他												
農業地域	農用地区域	×	←	←									
	その他	×	←	←									
森林地域	保安林	×	←	←	×	←							
	その他	↑	←	←	↑	←							
自然公園地域	特別地域	×	←	←	←	←	○	○					
	普通地域	←	←	←	○	○	○	○					
自然保全地域	特別地区	×	←	←	←	←	○	○	×	×			
	普通地区	×	←	←	○	○	○	○	×	×			

(変更案)

五地域区分	五地域区分		都市地域		農業地域		森林地域		自然公園地域		自然保全地域		
	細区分	細区分	市街化区域及び用途地域	市街化調整区域	その他	農用地区域	その他	保安林	その他	特別地域	普通地域	特別地区	普通地区
都市地域	市街化区域及び用途地域												
	市街化調整区域												
	その他												
農業地域	農用地区域	×	←	←									
	その他	×	←	←									
森林地域	保安林	×	←	←	×	←							
	その他	検討中	←	←	↑	←							
自然公園地域	特別地域	×	←	←	←	←	○	○					
	普通地域	←	←	←	○	○	○	○					
自然保全地域	特別地区	×	←	←	←	←	○	○	×	×			
	普通地区	×	←	←	○	○	○	○	×	×			

[凡例]

- × 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。
- ← 矢印方向の土地利用を優先する。
- ← 矢印の方向の土地利用を優先するが、他方の土地利用を認める。
- ← 基本的に矢印の方向の利用への調整を図りながら、土地利用の現況に即して他方の土地利用を認める。
- ← 矢印の方向の土地利用に配慮しつつ、両地域が両立するよう調整を図る。
- 両地域が両立するよう調整を図る。

都市地域と森林地域が重複する地域において、できるだけ森林としての利用を維持する形に変更